

消費者政策分科会

発揮しよう！ 消費者の底力
～ 消費者被害・団体訴権・消費生活条例
…消費者団体の役割を考える～

参加団体：81団体

参加者：158名

<分科会のまとめ>

午前の部は、実際に起きてしまった契約や契約締結の勧誘に関するトラブル事例の紹介が行われた。

まず原早苗さん（埼玉大学講師・金融オンブズネット）より、生命保険に関する告知義務違反と、これに起因する保険金不払いの問題が報告された。続いて長見萬里野さん（全国消費者協会連合会）をコーディネーターとして、被害体験を報告していただいた。昨今世間でも話題を集めた住宅リフォーム被害に関し、特に希望をもっていなかったにもかかわらず数年にわたり次々と自宅のリフォーム工事を依頼してしまった体験の報告と、その経験から近所で注意を呼びかけて回る「みつばち隊」の運動を始めた経緯について報告いただいた。

その後、被害事例を踏まえて谷合周三さん（弁護士）より、専門家の見地より住宅リフォーム被害の現状とその問題点の解説が行われた。表面化する事件数はほんの一部にすぎないこと、被害者の判断時間・判断能力の不足に乗じた契約が多いこと、信販会社の関与による被害の拡大等が指摘され、被害の予防が必要であることが提言された。

次に、トラブルが不幸にも生じてしまった場合に解決する方法として、次の通りその手法の紹介が行われた。まず、松島幸子さん（全相協）より、最近では欠陥商品・契約に関する相談が多いことが報告され、解決の端緒となりうる相談を無料でできる消費生活センターについて紹介いただいた。次に青山理恵子さん（NACS）より、利息制限法所定利率による引直し計算により債務の減額を行い、無理のない返済方法に変更し、多重債務に陥った方が、経済的生活の再生を図る制度である特定調停制度について紹介いただいた。最後に大富直輝さん（全青司）より、司法書士・弁護士に頼まなくても本人訴訟でも出来ること、費用・時間共に、実はそれほどかからないことの指摘があり、裁判をすることを恐れずに取り組んでいくことで、不当な現状を是正していくことができる旨の裁判制度の紹介があった。

午後の部は法制度の活用及び充実に向け、その中で消費者団体は如何に取り組み、関わっているかをテーマに、池本誠司さん（弁護士）をコーディネーター、黒木理恵さん（消費者ネット関西・弁護士）、長田三紀さん（東京地婦連）、松本修司さん（京都生協）をパネリストとしてパネルディスカッションが行われた。まず池本さんより、規制緩和の中で被害が多数生まれてきている一方、消費者行政の予算は減少している現状の中で、消費者団体はどう活動するのか問題提起がなされた。次いで、消費者団体による情報収集・被害事例の検討の取り組みについて、パネリスト及び会場より、消費者トラブルアンケート活動や、まちしらべ活動、学習会・ワークショップの様態と参加者の反応などが報告された。次に、地方自治体や国の消費者行政の充実に向けて、予算・人員の調査活動、パブリックコメントや審議会などで意見を表明していくことの重要性が

指摘され、地方自治体の消費生活条例改正・消費者基本計画策定への関与、国の法制度の改善に向けた取り組みなどが報告された。最後に団体訴権をよりよい制度とするための提言や、担い手団体づくりに関して提言・議論が交わされ、まず各地域で消費者被害に目を向け情報を収集し取り組んでいくネットワークを作っていくべきことが、池本さんより提案された。我々が消費者問題に取り組んでいく上で、よりよい活動が出来るよう行政にも働きかけ、「保護から自立へ」ではなく「保護から自立支援へ」との考えで消費者団体が役割を果たしていくことが確認され、終了した。

食分科会

食生活をとるまく環境について考えよう

～ くい改めるとき～

参加団体：55団体

参加者：215名

<分科会のまとめ>

午前は、毎日新聞社「食の現場から」取材班の佐藤岳幸さんと大迫麻記子さんから、食品廃棄の実情を取材した連載記事について報告をいただいた。報告は、連載記事の企画背景やコンビニエンスストアを事例として、食品廃棄の現場の実態や取材を通じ記者として感じられたこと等が話された。質疑応答では、会場の参加者から、コンビニエンスストアでの就労体験からの所感や報告を聞いた感想が出されるとともに、両氏に対して取材を継続して進めることの要望についても出された。

毎日新聞社からの報告の後、分科会実行委員会から「食をめぐる状況報告」として、「北東アジア消費者対話について」、「コーデックスバイオテクノロジー応用食品特別部会について」

「BSE問題の経過」の3つのテーマについて短時間報告・情報提供を行った。また、消費者大会を目指して東北北海道地区のJA青年協が取り組んだ「青春チャリンコリレー」が到着し、紹介した。

午後は、全員参加型のディスカッション・交流を実施した。このディスカッションでは、進行役から投げかけたテーマについて、小人数での交流・意見交換の後、生産者・消費者・食品製造労組の4名のパネリスト（日消協：市川まり子氏、JA青年協：小澤健治氏、坂本芳郎氏、フード連合：弥富洋子氏）からテーマについて話していただいた。

「今後私たち一人一人が取り組んでみたいこと」のテーマでは、パネリストや会場からは以下の意見・感想が出された。

- * 手間ひまかけずに自分ができることとして、コンビニのおにぎりを棚の手前から取りたい。こういうことを積み重ねていきたい。
- * 我が家での食育。今日、会場から出された「感謝の心をもつ事が大事」などの意見を見習って、取り組みたい。
- * 生産者と話をしているが、生協の商品を介してであったため、見方が狭かったのかと思った。今日の話聞いて、生産者の思いを強く感じた。
- * 午前話を聞いて、コンビニチェーンのトップに、1年間農作業に来て欲しいと思った。
- * いろいろ子供に食の安全など教えてきたつもりでも、一人暮らしをすると現状はコンビニに依存している。帰省した折にでももう一回親子で食について話してみたい。
- * 日本では身の周りがもったいないだらけだと思う。アフリカの状況は厳しく、もっと目を向

けて欲しい。

閉会時にJA女性協から、今の世の中を作っているのはまぎれもなく私たち一人一人であることを認識しなければならないこと、私たち一人一人が生活について改めて考え、生活の改善と見直しをする必要があること、今日見聞きし、感じたことを地域に持ち帰り・発信していただければ、今日の分科会は意味のあるものになる旨の挨拶があり、分科会を終了した。

税・社会保障分科会

くらしの実感から税・社会保障を考える

参加団体：31団体

参加者：57名

<分科会のまとめ>

午前中は、「税・社会保障をあなたはどのように考えていますか。」をテーマに問題提起がありました。不公平な税制をただす会の富山さんから、国の財政の中で大切なのは「所得の再分配」の機能が大切で、社会保障「弱者の救済」が必要と強調しながら、税金や社会保障がこれほど話題になっているのはなぜだと思いますか。今の税金は公平か不公平か、税・社会保障を考えてみよう、問題提起がありました。

続いて、日本生協連福祉事業推進部の佐川さんからは、「介護保険制度のしくみと現状」として、介護保険のあらましと介護保険制度改革の主な内容について、特に要支援者の新予防給付など介護保険制度からはずしていく方向なども報告されました。

日生協医療部社会保障委員の田中さんからは、「医療制度構造改革試案」の内容と問題点を報告し、国民の思いと同じなのか、国民にとっての改革はどうしたらよいかと問題提起をしました。

全国商工団体連合会婦人部協議会の牧野さんからは、中小業者の実態と消費税改悪が負担を重くしていること。一方、大企業には消費税の戻し税や優遇税制など不平等な実態があることを報告しました。

午後からは、6分散会に分かれて、午前中の提案や報告をもとに話し合いました。

分散会では、「消費税やガソリン税など2重課税されている」、社会保険・消費税・所得税など払えない中小業者の倒産・廃業も多く、地域の雇用の場も減少している。輸出戻し税については、マスコミが追求するべきだ。大企業は優遇されている。オンブズマンなどチェックする必要がある。国や自治体の不必要な公共事業など税金の無駄づかいが問題。透明性のある税金の使い方にする必要がある。「社会保障とは、人間の権利であって、社会全体でフォローするべきである。」と活発な論議となり、「そのためには、税金・社会保障のしくみを知ることから始めよう。消費税導入時には、反対運動も活発でしたが、再び増税の動きがある中で、改めて大きな運動が必要では」と自分のくらしの視点や問題意識、地域からの活動報告なども含め話し合いました。

閉会にあたり、実行委員の富山さんから、「税金と社会保障は日本の国家論につながる問題だ。税金の使い方・あり方、年金・介護についても実体験が多数出され、幅広い観点で話し合いができた。」との挨拶がありました。

くらしの安全、創るのだあれ!? ～官と民の役割/パートナーシップ～

参加団体：17団体

参加者：45名

<分科会のまとめ>

この分科会のテーマは初めての企画であり、進め方も新たな形式を試みました。実行委員会メンバーも緊張の中で始まりましたが、開会挨拶、分科会の目的の説明、報告と進むにつれ、参加者全員が同じことを共有する実感が徐々に深まりました。

午前午後を通して「くらしの安全」をめぐる次の5つの報告が行われました。

(1)「公共交通の安全」として、航空労組連絡会 諏訪さんより規制緩和を背景とした事故や労働の現状、国鉄労組西日本本部 葭岡さんより、経営や営利を背景とした企業体質の実態、(2)「大学生の消費者被害」として全国大学生協連合会 川之上さんより、各地域生協の連携や学生生活110番に寄せられた被害実態の報告と今後の取り組み、(3)「PL法に関連して」弁護士の中村雅人さんより、施行後10年経過したPL事故や裁判の実状、改正のための活動、(4)「アスベスト問題」として石綿対策全国連絡会議 永倉さんより、一般消費者・市民により掘り起こされたアスベスト問題の歴史的背景と支援体制、連携により自分の問題としてとらえた結果の活動、被害救済の実態、将来に向けての取り組み、(5)「子どもたちの主体的な問題解決、ピア(仲間)メディエーション」として消費者団体のADR団体、NPO法人日本メディエーションセンター(JMC) 田中さんより、メディエーションの運動を通して市民が主体的に行動すること、が報告されました。福知山線事故への質問に対し、対立では安全は守られないことと、とりくむ姿勢について追加報告がありました。

5つのくらしの安全やパートナーシップの報告を踏まえ、午後の後半は「消費者・行政・事業者・政治の役割、パートナーシップを考える」を参加者全員が参加してのパネルディスカッションという新しい形で行いました。GBDe(グローバル・ビジネス・ダイアログ)に日本企業関係者として参加している小山さん、経済産業省でISO・SRを担当している矢野さん、JMCの田中さんの3人をパネリストに、参加者は4、5人のグループに分かれ、進行役が投げかける質問に自分の考えを出し合いグループで討論しました。グループからの発言の後、パネリストの方のコメントをいただきました。討論を通じ、誰もが「ヒヤリ・ハット」体験を持っているが、その時の相談先や問い合わせ先がわからないことからくる、多くの消費者がかかえる不安を受け止めてくれる場所の必要性、消費者同士が同じ目線で考える事が必要であること、等がわかりました。ではそのような時、自分は何をしているのか、そして何が必要なのかを話す中、各自が当事者として自ら考え行動することの大切さが指摘されました。また、くらしの安全を確保するルールづくりへの消費者参加の重要性も出されました。消費者自身が力をつけ、ルール作りにかかわれるようになることも必要であるとの発言もありました。そうした声を形にするには、事業者、行政、消費者が、協力しあいそれぞれの立場で役割を發揮することが必要であることを確認しました。

今回、参加者全員で議論し、それぞれの意見を共有化したことは、明日からの自らの行動の大きな力になるでしょうし、それが社会的な仕組み等の形になって現れることを、全員が実感して終了しました。

環境分科会

地球温暖化防止と企業の社会的責任 ～消費者ができること～

参加団体：43団体

参加者：84名

<分科会のまとめ>

午前中は、一橋大学寺西俊一教授より「地球温暖化防止と企業の社会的責任 ～消費者ができること～」と題した基調報告が行なわれた。近年の環境汚染問題は、汚染物質の多様化と転移現象・局地的から地球的規模へ・世代内から世代間（遺伝子）汚染へといった特徴がある。政府は京都議定書発効に伴い、目標達成計画を定めたが、危機意識が弱い。温室効果ガス6%削減のうち、国内での削減は0.5%、残り5.5%は国外からの排出枠購入、森林吸収源などであり、温暖化対策を真剣にやる気がないことを示している。環境税の環境省案が出されているが、需要抑制効果など疑問であり、説得力に欠ける。環境税の前に排出削減の国内対策を確立すべきである。また、税・財政を総合パッケージとして、全体を環境の視点で捉え直すべきといった指摘をされた。

午後のパネルディスカッションでは、基調報告を受けて実行委員団体である気候ネットワークから「家庭部門の温暖化対策、省エネ製品の普及」、公害・地球環境問題懇談会から「温暖化防止の国内対策強化と森林の再生」、大気汚染全国測定運動実行委員会から「東京の環境危機とヒートアイランド現象」について問題提起を行った後、参加者同士の意見交流を行った。関連した取組みの報告や意見交換がなされ、「なぜ環境問題についての関心や改善に向けた取組みが広がらないのか？」との会場発言があった。

最後に、中皮腫・じん肺・アスベストセンターの永倉事務局長より、アスベスト問題について、国が立法化を検討しているが、予防の観点の欠如、周辺住民への補償が少額など問題がある。アスベストの潜伏期間は約40年と長く、単なる救済措置に終わらせず、子や孫の代のことを考えて、抜本的な対策を求めていきたいと報告があった。会場から、一般家庭建材への不安や廃棄についての質問・意見等が出され、アスベストについても「広がらない」問題にしないように、分科会参加の消費者や団体等は行動していこうということになった。

平和分科会

私は、だから憲法を大切にしたい！ ～今の日本国憲法をどう思いますか？～

参加団体：48団体

参加者：110名

<分科会のまとめ>

プレ企画として、映画「日本国憲法」の冒頭部分のみを参加者に紹介した。

開会あいさつに続いて、テーマに沿った形で5組からリレートークを受けた。若者世代から矢口さん（ピー魂ズ=ピースウルズ）が音楽を通して平和を訴える活動を進めていることを紹介しながら、自分のことばで身近な人に伝えていく大切さを話した。高校生の取り組みとして、今村さん・梅澤さん（平和ミュージカル藤沢）がミュージカルに関わっている経験から、周りの人に

憲法のある素晴らしさを伝えたいと話し、2曲の歌を披露した。女性の立場から小林さん（日本婦人有権者同盟）が先輩の女性が残してくれた大切なものをも守ることが大切であること、特に憲法24条を変えさせないことが大切だと訴えました。戦争体験者として安増さん（東京大空襲記念「平和のひろば」を作る会）は、東京大空襲の経験を語り継ぎ、戦争をしないという想いをつなげていきたいと話した。最期に三浦さん（沖縄県生協連）は、直面している米軍再編問題で、沖縄県民が様々な活動を展開していることを紹介し、沖縄戦の経験から生まれた「命どう宝」の想いを広げていきたいと話しました。

リレートークを受けて、古関彰一さん（獨協大学法学部教授）からコメントを受けた。古関さんは、先ほど明らかにされた自民党新憲法案について解説をおこなった。前文は格調のない文章になっているが、平和的生存権を削除してしまっている。戦争のできる国になるためには、憲法に規定を盛り込むのが一般であるが、今度の改憲案では、これがなくとも戦争をしてしまう態勢がこの間作られてきている。戦争ができる国になることは、私たちの暮らしが代わることだ。すでに私たちの周りではこの日常が変わってきている。憲法のことを考えるとき、世界の視点で見ることが大切であり、特にアジアの視点が大切だ。力に対して力ではない、対話を通して平和を創っていくことが大切だと話しました。

会場との意見交換では、この状況を変えていくにはどうしたら良いかとの質問が出された。これに対して古関さんは、あらゆる国の人たちとも意思疎通し、日常的な対話を身近な人々と重ねていくことが大切であると話した。

また会場からは、国の主権者として生活していくことの大切さ、神奈川など全国の基地問題も平和を守る視点から考えることの大切さ、子どもと一緒に生活の視点から楽しみながら対話を重ねていくことの大切さ、楽しく活動をつなげていくことの大切さなどが話された。これに対し、古関さんは積極的に意見表明をしていくことが大切であると訴えました。

最期に閉会のあいさつで、真実を語り、地域の中で輪を広げながら、楽しく希望をもって憲法を守る政治を作っていこうと呼びかけて分科会を締めくくりました。